

大環第494-1号
令和3年11月1日

一般社団法人埼玉県環境計量協議会会長
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会会長
一般社団法人埼玉県建設業協会会長
一般社団法人埼玉県鳶・土木工業会会長
埼玉県塗装業協同組合理事長
建設業労働災害防止協会埼玉県支部長
埼玉県解体業協会会長

様

埼玉県環境部大気環境課長 宮原 正行（公印省略）

石綿使用建築物等の解体等工事に係る関係法令等説明会の開催について（通知）

本県の環境行政の推進について、日頃格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、石綿含有建材を使用した建築物等の解体等工事による石綿の飛散防止及び従事者の安全を確保するため、標記の説明会を別添リーフレットのとおりに、動画配信形式にて開催します。

つきましては、石綿の飛散防止等について理解を深めていただくため、貴団体関係者の皆様にお知らせくださるようお願い申し上げます。

担 当 規制担当 松島
電 話 048-830-3058
F A X 048-830-4772
E-mail a3050-02@pref.saitama.lg.jp

石綿使用建築物の解体工事等に係る 関係法令等説明会を開催します（動画配信）

埼玉県内で解体工事等を行う発注者、受注者及び自主施工者等を対象に、石綿使用建築物の解体工事等に係る関係法令等説明会を下記のとおり開催します（動画配信）。

大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法といった関係法令について理解を深めていただき、法令を遵守していただくことが目的です。ぜひ御視聴ください。

記

<対象者>

埼玉県内で行われる解体工事等の発注者、受注者及び自主施工者等

<動画配信期間>

令和3年11月30日（火）9時から令和3年12月21日（火）15時まで

<配信方法>

埼玉県限定公開セミナー動画チャンネル（YouTube）

（動画 URL は視聴申込者にのみ限定してお知らせします）

<内容>

- ・石綿障害予防規則等の改正について（埼玉労働局労働基準監督部健康安全課）
- ・大気汚染防止法の改正について（環境省水・大気環境局大気環境課）
- ・石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となる場合の取扱いについて
（埼玉県環境部産業廃棄物指導課）
- ・フロン排出抑制法の改正について（埼玉県環境部大気環境課）

<申込方法>

埼玉縣市町村電子申請・届出サービス（https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_initDisplay.action）から「石綿使用建築物の解体工事等に係る関係法令等説明会」を検索、選択し、必要事項を入力して申し込んでください。

<申込期間>

令和3年12月20日（月）10時まで

<共催>

埼玉労働局、さいたま市、川越市、越谷市、川口市、所沢市、熊谷市、春日部市、草加市、上尾市、久喜市及び埼玉県



埼玉県マスコット「コバトン」

<お問合せ先>

埼玉県環境部大気環境課規制担当（TEL:048-830-3058）